

鳥インフルエンザ対策の徹底を

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。鳥に感染するA型インフルエンザウイルスをまとめ、鳥インフルエンザウイルスといえます。

家畜伝染病予防法では、家きん（ニワトリや七面鳥等）に対する病原性やウイルスの型によって、「高病原性鳥インフルエンザウイルス」、「低病原性鳥インフルエンザウイルス」及び「鳥インフルエンザウイルス」に区別しています。家きんが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、その多くが死んでしまいます。一方、家きんが低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり、産卵率が下がったりする場合があります。

I 本年年度の国内発生状況

令和2年11月5日、香川県三豊市の採卵鶏約32万羽を飼養する農場で、平成30年1月以来、約2年ぶりとなる高病原性鳥インフルエ

ンザが発生しました。その後、香川県内で続発するほか、福岡県、兵庫県、宮崎県でも発生しました。

また、野鳥からも、令和2年10月以降、北海道、鹿児島県及び新潟県でウイルスが検出されています。（12月3日現在）

II ウイルスの侵入経路

平成28年度に、国内や韓国で検出されたウイルスの遺伝子解析の結果によると、中国で流行したウイルスがロシアなどの営巣地を経て、渡り鳥によって運ばれてきたものと考えられます。発生農場の多くで、周辺に渡り鳥が休息可能な水辺がありました。

また、平成30年の香川県での発生においても、野鳥が飛来するため池が、農場敷地の中央に位置していました。ウイルスに感染した野鳥が農場周辺に飛来し、小さな野生動物等、何らかの手段によってウイルスが鶏舎内に侵入した可能性がありますと考えられています。

野鳥・野生動物によるウイルスの侵入防止対策が重要です。

III 近隣諸国の発生状況

アジアのみならず、ヨーロッパの国々でも発生が継続して確認さ

れています。これらの国から渡り鳥の渡りに伴って、我が国にウイルスが持ち込まれる可能性が高まっています。

IV 家きん飼育農場での発生防止対策

本病が発生すると、発生農場だけでなく、関連農場や周辺の養鶏場も卵や鶏の移動が制限されます。家きんを一羽でも飼っている方は、飼養衛生管理の再確認と、以下の侵入防止対策の徹底をお願いします。

① 人・車両等による侵入の防止

出入り口付近に消毒設備（消毒機器等）を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。鶏舎ごとに専用の長靴を設置しましょう。

② 野鳥・野生動物の侵入の防止

鶏舎に防鳥ネットを張り、破損が見つかったら直ちに修理しましょう。また、必要に応じて野生動物の侵入防止対策を講じましょう。

③ 情報収集の重要性

国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について、認識しておくことが重要です。特に、渡り鳥の移動経路にある、近隣諸国の発生状況について認識し、備えておくことが大切です。

④ 家きんの健康観察及び早期通報

本病は、ウイルス株によっては発見しにくいタイプも存在します。そのため、日頃の慎重な観察と異状に気づくことができる感覚の育成が重要です。そして万が一、発生した際には、迅速な蔓延防止対策が実施できるよう、早期通報体制を確認しておくことも重要です。家きんの健康状態を良く観察し、死亡率の増加など、異常が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所まで連絡してください。

IV 人への影響

我が国ではこれまで、家きん肉や家きん卵を食べて、鳥インフルエンザウイルスに感染した例は報告されていません。

発生した場合は、その農場からの卵や、生きた鶏等の搬出も禁止されます。さらに、周辺の農場でも検査を実施して、安全が確保されるまで出荷を制限していますので、鳥インフルエンザに感染した卵や鶏肉は、市場には流通しません。なお、鳥インフルエンザウイルスは、加熱すれば感染性がなくなります。万が一、食品中にウイルスがあったとしても、食品中にウイルスが加熱して食べれば感染の心配はありません。